

判例研究

株主全員の同意による監査役報酬決定の 代表取締役への一任を有効と認めた事例

高松高裁令和4年5月19日判決

(令和4年(㊦)第6号 監査役の責任追及，不当利得返還請求控訴事件)

判例秘書 L07720237

鈴木隆元

I 事実の概要

1 Y株式会社（被告・被控訴人）は，昭和47年10月15日，D株式会社，株式会社E，株式会社F及びA株式会社が共同して設立した各種農機具・農耕具の部品販売等を目的とする，資本金2500万円の株式会社（非公開会社）であり，上記各4社（以下「本件各会社」という。）が製造する耕うん爪を販売している。

X（原告・控訴人）は，D社のかつての代表取締役（平成28年10月17日まで）であったGの弟であり，D社の取締役も務めていた。

Y社の発行済株式の総数は5万株であり，株主及び持株数は，その設立当初から，①D社1万9600株，G（D社会長）400株，②A社4800株，H（A社社長・Y社取締役）200株，③E社1万9600株，I（E社社長・Y社社長）400株，④F社4800株，J（F社社長）200株である⁽¹⁾。

また，Y社では，本件各会社の出身者（本件各会社の代表取締役又は本件各会社が推薦した者）が非常勤の取締役を務めている。

2 Xは，平成13年8月24日，Y社の非常勤の監査役に就任し，平成24年2月29日以降は常勤の監査役を務めている（平成28年8月29日以降，監査役権利義務者）。Y社の監査役は，従前は非常勤であり，その権限の範囲は会計に関するものに限られていた。監査役報酬については，定款に定めはなく，長年，株主総会決議を経ることなく，代表取締役が従前の慣行の範囲内で決定していた。その際，個々の役員の報酬額を明らかにすることは憚

(1) 本件においては，①D社・G及び②A社・Hのグループ（持株合計2万5000株）と，③E社・I及び④F社・Jのグループ（持株合計2万5000株）が対立している。このため，平成25年7月10日の臨時株主総会では役員報酬支払の追認決議が可決されなかった。

263 株主全員の同意による監査役報酬決定の代表取締役への一任を有効と認めた事例

られるという理由から、役員報酬額を明らかにするという事はされていなかったが、これについて、株主や取締役から異論が出ることはなかった。Xの監査役報酬額は、当初は月額20万円、平成18年7月以降は月額24万円であったが、平成22年8月27日の取締役会において、月額25万円に増額することが了承された。当該取締役会には、取締役として、代表取締役であるI（E社の代表取締役）のほか、K（F社の代表取締役。Y社の株主であるJの子）、H（A社の代表取締役）、L（D社出身者）のほか、常勤取締役のN及びOが出席していた。

3 平成24年2月29日のY社取締役会において、①Xは非常勤監査役から常勤監査役になること、②今後、監査権限の範囲を会計に限定せずに幅広いものとする予定で、株主総会にその旨の変更案を諮ること、③監査役の報酬の決定については代表取締役のIに一任することが了承された。当該取締役会には上記2の取締役会と同じ取締役が出席していた。Iは、Xの監査役報酬を、平成24年3月支払分から月額50万円に増額することとし、Y社は、Xに対して、同額の監査役報酬を支払った。Iは、他の株主や取締役に対して、上記報酬額を明らかにしなかった。

4 平成24年8月29日のY社定時株主総会において、同年3月分以降の監査役報酬が月額50万円であることを前提とする第40期決算報告書が承認されたほか、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限る旨の定款の定めを削除することが可決され、同日の取締役会において、Xが常勤監査役として業務監査を行うことが承認された。当該株主総会には、Lが株主であるD社及びGの代理人として、Hが株主であるA社の代表者兼株主として、Iが株主であるE社の代表者兼株主として、Kが株主であるF社の代表者兼Jの代理人として出席していた。また、同日の取締役会には、上記2及び3の取締役会と同じ取締役、すなわち、当該株主総会出席者のほか、N及びOが出席していた。

Iは、Xの監査役報酬について、常勤取締役であるOに相談し、同人の取締役報酬額が88万円であることを参考にして、平成24年9月支払分から月額80万円に増額することにし、平成29年6月支払分まで、Xに対して同額の監査役報酬を支払った。Iは、他の株主や取締役に対して、上記報酬額を明らかにしなかった。

5 Hからの役員報酬の支払について株主総会決議がないとの指摘を受け、Y社は、平成25年7月10日、臨時株主総会を開催し、過去にXに支払われた役員報酬の追認について決議をしたが、可決されなかった。

6 D社は、平成26年3月12日、Xを被告として、平成24年9月～平成25年8月の間に受領した監査役報酬合計960万円（80万円×12月）につき、不当利得に基づき、Y社に返還すること等を求める株主代表訴訟（以下、「前件訴訟」という。）を提起した。前件訴訟は、月額50万円を超える部分の合計360万円を不当利得として返還するように命じる平成28年11月24日の控訴審判決が確定した。

7 Xは前件訴訟の控訴審判決に従い、360万円を返還した後、さらに、平成25年9月～平成29年6月の間に受領した監査役報酬月額80万円のうち50万円を超える部分に当たる合計1380万円をY社に返還した。Xは、平成29年7月以降は、監査役報酬として月額50万円

のみを受領している。

8 その後、A社により、①Xの任務懈怠責任追及とともに、②Xに対する監査役報酬が株主総会決議を欠き無効であるとして、不当利得返還を求める株主代表訴訟(第1事件)が提起されたことを受け、Xは、令和元年10月16日、Y社に対し、XがY社に返還した上記1380万円につき、不当利得返還を求める訴えを提起した(第2事件)。

9 原審(高松地判令和3・11・26高松地方裁判所平成31年(ワ)第126号(第1事件)、令和元年(ワ)第337号(第2事件)判例秘書L07651683)は、第1事件について請求を棄却(確定)し、第2事件につき、以下のように述べて、Xの請求を棄却した。

「会社法387条1項が、監査役報酬は定款でその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定めると規定している趣旨目的は、監査役取締役からの独立性を保持し、報酬の決定を株主の自主的な判断にゆだねるところにあると解される。そうすると、株主総会の決議を経ずに監査役報酬が支払われた場合であっても、株主総会決議を経た場合と同視できる事情が存在する場合には、上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情が認められない限り、当該監査役報酬の支払は有効なものになるというべきである。」

「…全株主が…監査役報酬の月額50万円への増額に同意したものと見えることに照らすと、月額50万円の報酬については、株主総会決議を経たものと同視でき、かつ、会社法387条1項の趣旨目的を没却するような特段の事情も認められないから、Xに対する監査役報酬月額50万円の支払は有効なものとして認められる。」

「…月額80万円の報酬については、E社及びI以外の株主の同意があったとは認められず、株主総会決議を経た場合と同視できる事情が存在するとは認められないから、…監査役報酬月額80万円の支払は有効なものとして認められない。」

「…代表取締役が監査役報酬を自由に決めてよいということになると、監査役取締役からの独立性の保持という会社法387条1項の趣旨目的を全く没却することになってしまい、相当ではな…い。」

II 本件判旨 【原判決破棄、請求認容】(上告・上告受理申立)

「…会社法387条1項の規定の趣旨目的は、監査役取締役からの独立性を保持し、監査役報酬の額の決定を株主の自主的な判断に委ねるところにあると解されるから、株主総会の決議を経ずに監査役報酬が支払われた場合であっても、株主総会決議を経た場合と同視できる事情が存在する場合には、上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情が認められない限り、当該監査役報酬の支払は有効なものになるというべきである。」

「…Y社の全株主が…監査役報酬の増額に同意したものと見えることに照らすと、取締役会で決議された月額25万円の報酬については、株主総会決議を経たものと同視でき、かつ、会社法387条1項の趣旨目的を没却するような特段の事情も認められないから、Xに対する監査役報酬月額25万円の支払は有効なものとして認められる。」

「監査役報酬の決定を代表取締役に一任する趣旨には、非常勤監査役から常勤監査役に

261 株主全員の同意による監査役報酬決定の代表取締役への一任を有効と認めた事例

なり、監査の範囲が広がることに伴い、監査役報酬を増額させる趣旨を含むものと解されるところ、上記…で説示した取締役と株主の関係等に照らせば、Y社の株主全員が、Xの監査役報酬を増額させること及びその報酬額の決定を代表取締役に一任することについて、同意したものと推認することができる。]

「会社法387条1項は、監査役の報酬額は定款に定めがなければ株主総会で決しなければならぬものとしているところ、その趣旨は、監査役報酬の決定を株主自身が行うことにより、監査役の独立性を確保することにあるものと解される。そして、監査役の独立性を確保することにより、適正な監査がされ、取締役による違法行為等を防止することが期待されるのであって、会社法387条1項の規定による規制の究極的な目的は、そのような会社の利益、ひいてはその帰属主体である株主の利益を守ることにありと解される。

そうすると、会社の利益の帰属主体である株主全員が、監査役報酬の決定を代表取締役に一任することに同意している場合には、規制の利益の享受者全員が規制の利益を放棄したと見ることができるから、これを許したとしても、会社法387条の趣旨に反するということはできない。

したがって、監査役報酬の決定を株主全員の同意により代表取締役に一任した場合には、一任された代表取締役による監査役報酬額の決定及び監査役報酬の支払は、それが、代表取締役への委任の趣旨を逸脱し、又は代表取締役に与えられた権限を濫用するものでない限り、有効であるというべきである。]

「Xに対する監査役報酬の支払は、月額50万円を超える部分を含め、その額の決定がY社の株主全員の同意によって代表取締役に一任され、当該代表取締役の決定に基づいて支払われたものである。そして、…月額80万円という金額は、常勤の取締役であるOの取締役報酬が月額88万円であることを参考に、これに準ずる金額として決定されたものであることが認められる。また、…Y社においては、常勤監査役はXが就任する前には存在せず、常勤監査役の報酬の基準というものはなかったと解されるものの、…Y社においては、非常勤取締役と非常勤監査役の報酬が概ね同額であったことが認められることからすると、常勤監査役の報酬を常勤取締役の報酬に準じた金額とすることが不合理であるということとはできない。

そうすると、…IによるXの監査役報酬額の決定は、月額50万円を超える部分を含め、Y社の株主からの委任の範囲を逸脱し、又は与えられた権限を濫用したものであると認められず、有効であると認められる。]

「Iが決定した…監査役報酬の額は、…他の役員報酬に照らしても不合理な金額ということではできず、当該報酬は、Xが、平成24年12月27日の取締役会決議（D社の製造する耕うん爪の取扱いが議案とされ、D社及びA社が賛同した議案が可決されたもの）の効力についてD社及びA社にとって不都合な指摘を行い、D社及びA社がXを敵視するようになるまでは、Y社の株主から特段の異議を差し挟まれることなく支払われていたのであるから、Xには、上記監査役報酬の支払を受け取ることができるとの合理的な期待が生じていたといえる。

そして、…D社が、株主として、Y社に対して、Xに監査役報酬を返還させるように請求するに至ったのは、Xが上記の取締役決議に関する指摘をしたことに対する意趣返しであると考えられるが、上記取締役会決議の効力に関するXの指摘は、…正当なものであり、…意趣返しをされるような行動ではなく、…Xの監査役報酬に関するD社の行動は明らかに筋違いであり、従前の監査役報酬の決定の仕方を踏まえると、明らかに信義に反するものである。

以上の点からすれば、Y社が、Xに対して監査役報酬の返還を請求することは、信義則に反し、権利濫用として許されないというべきである。」

Ⅲ 研究

1 会社法387条の趣旨・沿革⁽²⁾

昭和56年改正前商法では、監査役の報酬については、独立した規定は設けられておらず、商法280条が取締役報酬に係る商法269条（取締役が受クベキ報酬ハ定款ニ其ノ額ヲ定メザリシトキハ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム）を監査役に準用するにとどめていた。このため、総会での決議に際して実際には取締役及び監査役の報酬を役員報酬としてその最高額を一括して決議し、個別配分を取締役会決議に一任する実務があり、監査役の独立性の関係でその有効性が問題とされていた⁽³⁾。

昭和56年改正商法は279条を新設し、以下のように規定した。

- 第279条 ① 監査役ノ報酬ハ定款ニ其ノ額ヲ定メザリシトキハ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム⁽⁴⁾
- ② 監査役数人アル場合ニ於テ各監査役ノ受クベキ報酬ノ額ニ付定款ノ定又ハ総会ノ決議ナキトキハ其ノ額ハ前項ノ報酬ノ範囲内ニ於テ監査役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム⁽⁵⁾
- ③ 第275条ノ3ノ規定〔監査役ハ株主総会ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述ブルコトヲ得〕ハ第1項ノ報酬ニ之ヲ準用ス

会社法387条1項は、「監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総

(2) 詳細につき、例えば、鳥山恭一「判批」早稲田大学法務研究論叢7号123頁-136頁参照。

(3) 大森忠夫=矢沢悼編集代表『注釈会社法(4)株式会社の機関』（1968年・有斐閣）607頁-608頁〔山村忠平〕。

(4) 監査役の独立性を確保するため、商法269条の準用をやめて、同趣旨の規定を別個独立に規定することによって、監査役の報酬は、定款又は株主総会決議をもって、取締役の報酬と区別して決定しなければならないことを明らかにした。大隅=今井『会社法論（中）』（1983年・有斐閣）300頁、上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(6)株式会社の機関(2)』（1990年・有斐閣）487頁〔加美和照〕。

(5) その趣旨は、個別報酬額の決定についても、取締役会ないし代表取締役の関与を排除し、監査役の独立性を保障するものとされ（加美・前掲注(4)489頁）、代表取締役や取締役会に一任することは許されない（竹内昭夫『改正会社法解説』（1981年・有斐閣）171頁）。

会の決議によって定める。」と定め、「報酬等」の意義が明確にされたことを除き、(平成17年改正前)商法279条の規定を基本的に引き継いでいる⁽⁶⁾。その趣旨は、取締役の報酬規制がお手盛り防止であるのに対し、監査役については、報酬等の決定を取締役ではなく株主総会にさせることを通じて、監査役の取締役からの独立性を保障することである⁽⁷⁾。

判例では、最判平成17・2・15判時1890号143頁が、(平成17年改正前)「商法269条、279条1項が、株式会社の取締役及び監査役の報酬について、定款にその額の定めがないときは、株主総会の決議によって定めると規定している趣旨目的は、取締役の報酬にあつては、取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止し、監査役の報酬にあつては、監査役の独立性を保持し、さらに、双方を通じて、役員報酬の額の決定を株主の自主的な判断にゆだねるところにあると解される」と判示している。

2 定款又は株主総会決議を欠く報酬支払い

株式会社の取締役については、定款又は株主総会の決議によって報酬の金額が定められなければ、具体的な報酬請求権は発生せず、取締役が会社に対して報酬を請求することはできないとするのが判例(最判平成15・2・21金判1180号29頁)⁽⁸⁾であり、監査役報酬についても同様とされる⁽⁹⁾。

ただし、株主総会決議がなくても、報酬の支払いについて全株主が同意している場合、報酬支払いについての株主総会決議がなされたものと同視して、支給を認める裁判例は従来から存在し⁽¹⁰⁾、学説もこれを肯定していた⁽¹¹⁾。そして、前掲最判平成15・2・21は、傍

(6) 落合誠一編『会社法コンメンタール8 機関[2]』(2009年・商事法務)428頁〔田中亘〕。もつとも、同頁では、代表取締役が監査役との間で報酬等の支払いの合意をしたとしても、定款又は株主総会決議の定めがなければ会社は報酬支払いを拒否できることから、立法論として、監査役の報酬等は(代表取締役が監査役と結ぶ)任用契約で定めることを原則としつつ、もし株主がそれを望むなら定款又は株主総会決議でも定めることができることとし、かつ、監査役に対して報酬議案を株主総会に提案する権限を与える方が適切とされる。

(7) 竹内・前掲注(5)170頁-171頁、稲葉威雄『改正会社法』(1982年・金融財政事情研究会)264頁-265頁、田中・前掲注(6)427頁、江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』(2024年・有斐閣)572頁等。

(8) そして、株主総会決議がない以上、報酬請求権は発生しないから、そのような金員の支給を受けたことは不当利得となる(最判平成21・12・18判時2068号151頁)。

(9) 東京地判平成30・2・20判タ1458号217頁。

(10) ①大阪地判昭和46・3・29判時645号102頁(実態が代表者と退任取締役の個人的営業であり、退任取締役の退職慰労金支給につき全株主の同意があるとして、退任取締役からの退職慰労金支払い請求を認容)。

②大阪高判平成元・12・21判時1352号143頁(実質的株主全員の同意を得たことにより、株主総会決議があつたものとして扱うのが相当として、会社からの退職慰労金返還請求を棄却)。

③東京地判平成3・12・26判時1435号134頁(実質的な株主が一人の会社で、その株主の決定は、株主総会決議があつたと同視すべきとして、会社からの取締役報酬返還請求を棄却)。

④京都地判平成4・2・27判時1429号133頁(会社代表者を中心とする同族会社であるとともに同人のいわゆるワンマン会社であつて、株主総会も取締役会も開催されたことがなく、株主は、少なくとも同人の影響下にあることから、実質的に全株主の同意があつたということができるとして、退任取締役からの退職慰労金支払い請求を認容)。

論ながら、全株主の同意があれば具体的な報酬請求権が成立することを認めた。

これにより、その実体が個人企業であるか、実質の一人会社、あるいは小規模閉鎖的の同族会社等において、内紛によって報酬請求権を奪取・無視される少数派取締役に関する「救済法理」としての理論構成が与えられたと評される⁽¹²⁾。

進んで、裁判例では、全株主の同意が認定できない場合でも、実質的株主の同意をもって株主総会決議に代えたり、あるいは会社による報酬支給拒絶や会社からの支払済み報酬の返還請求を信義則、権利濫用の法理により封ずるものが蓄積している^(13,14)。

東京高判平成15・2・24金判1167号33頁は、3分の2以上の株主でもある取締役で構成

-
- ⑤東京高判平成7・5・25判タ829号236頁（株主総会の決議事項について株主総会に代わり意思決定する等実質的に株主権を行使して会社を運営する株主が唯一人で、他の株主はその決定に委ねていた場合、退職慰労金支払を拒むのは信義則違反）。
- (11) 龍田節「役員報酬」我妻栄編集代表『続判例展望』（1973年・有斐閣）172頁。なお、北村雅史「判批」法学教室380号124頁-125頁は、株主全員の同意によって報酬の支給が有効となる根拠について、全株主の同意をもって株主総会決議と同視するのではなく、株主全員の同意があれば、お手盛りの防止のために規定されている会社法361条の手続規制（定款の定め又は株主総会の決議）を適用しなくてよいと解釈すべきとする。
- (12) 米山毅一郎「判批」岡山大学法学会雑誌66巻1号193頁。もっとも原則通り、(元)取締役からの請求を認めなかった裁判例は多く、少なくとも、(元)取締役の報酬・退職慰労金についての利益が一定程度は保護されなければならないことを、所与の前提とすべきではないとも指摘される。伊藤靖史「取締役報酬の「不支給・低額決定」について」川瀨昇=前田雅弘=洲崎博史=北村雅史編『森本滋先生還暦記念 企業法の課題と展望』（2009年・商事法務）332頁注⑧、336頁。
- (13) 前掲注⑩の裁判例及び後掲東京高判平成15・2・24のほか、
- ⑥東京地判平成24・10・12LEX/DB25498107（監査役報酬につき、株主総会が開催されたことは一度もなく、取締役の選任、取締役の報酬決定などの株主総会決議事項は、全て株主でもある代表者一人によって意思決定されているから、当該代表者が、退職慰労金の支給を約したと認められる場合には、実質的な株主全員の承諾があったものとして、株主総会決議があったものと同視することができる。ただし、支給を約したとは認められないとして請求棄却）
- ⑦東京地判平成25・8・5金判1437号54頁（他の株主は報酬支払いに関心をもたないことから、実質的全株主の同意を肯定）
- ⑧東京地判平成27・5・25LEX/DB25530221（実質的株主において、役員報酬の支払及びその額を認識し、異議を述べる機会が十分にあったことから全株主の同意を肯定）
- ⑨東京地判平成30・1・22判タ1461号246頁（全株主の同意はないが、長年、株主において株主総会決議なく報酬が支払われていることを認識しつつ、13年経過後に問題とするのは、信義則違反、権利濫用）など。
- ⑩東京高判平成30・6・28金判1549号30頁（98.8%の株式を有する代表者ら4名で額を決定し、他の株主は関心を示さず、異議をのべていないことから全株主の同意を肯定）
- 他方、否定例として、
- ⑪東京地判平成26・6・25LEX/DB25519986（88.8%株主の同意でも、報酬支払は有効とならない）。
- ⑫東京地判平成30・3・28LEX/DB25552578（大多数の株主が実質的に同意していたとしても、具体的報酬請求権は発生しない）など。
- (14) ただし、学説からは、会社支配・経営に無関心な株主を一律に実質的な株主とはいえないと評価することには疑問が呈されている。米山毅一郎「判批」金判1499号5頁、伊藤雄司「判批」ジュリスト1476号95頁等。

257 株主全員の同意による監査役報酬決定の代表取締役への一任を有効と認めた事例

される取締役会が株主総会の権限を代行しており、報酬額の決定をしていたとの事実関係のもと、事実上株主の了解を得て慣行とされてきた手続を経て、退任した役員への退職金支給決定がされ、それによって、実質的に株主の利益が害されないなどの特段の事情が認められる場合には、株主総会の支給決議が欠缺していることを理由に退職金の支払を拒むことは信義則上許されないとする。

学説からは、(ア)全株主の同意か、(イ)会社法所定の意味決定手続が遵守されていない会社で、現実にとられていた意思決定手続に従って報酬額が決定されたといった事情がなければ、報酬支払請求が認められてこなかったと整理される⁽¹⁵⁾。

最判平成21・12・18(前掲注(8))では、上記(ア)(イ)のいずれの事情も認められない事案において、(1)当該会社では発行済株式総数の99%以上を保有する代表者が内規に基づく退職慰労金の支給を決議することにより株主総会の決議に代えてきた、(2)退任取締役が上記内規に基づく退職慰労金の支給を催告したところその約10日後に上記金員の送金がされ、これにつき代表者の決議はなかったものの、当該会社が退任取締役に對しその返還を明確に求めたのは送金後1年近く経過してからであったなどの事実関係の下においては、代表者が上記送金をその直後に認識していた事実や退任取締役が従前退職慰労金を支給された退任取締役と同等以上の業績を上げてきた事実の有無等につき審理判断することなく、当該会社による上記請求は信義則に反せず、権利の濫用に当たらないとした原審の判断には、違法があるとする⁽¹⁶⁾。

3 全株主の同意による監査役報酬決定の代表取締役への一任の可否

(1) 全株主の同意の内容

判例⁽¹⁷⁾は、株主総会決議により、取締役の報酬額の決定を無条件に取締役会に一任することを認めない。これは株主総会決議に代わる全株主の同意についても同様である⁽¹⁸⁾。

もっとも、取締役報酬について、株主総会では取締役全員の報酬総額の最高限度額を定め、その枠内で各取締役に対する配分を取締役会の決定に委ねることは、お手盛り防止の趣旨が害されないから、適法である⁽¹⁹⁾。退職慰労金では、一定の支給基準に従うことを条件に、その金額等を取締役会に委任することができる。監査役報酬については会社法387条2項が、2人以上の監査役のある場合、最高限度額の定めで足りることを前提としている。

(15) 伊藤・前掲注②327頁-328頁、伊藤靖史「判批」判時2084号(判例評論620号)187頁。また、田中・前掲注(6)194頁-195頁参照。

(16) この事案は、99%以上の株主である会社代表者が退職慰労金の支給決定をしていないことが特徴的であり、当該代表者が支給額の決定をしていたとしたら、株主総会決議に代わる全株主の同意があると認定できたとであろう。

(17) 最判昭和39・12・11民集18巻10号2143頁、最判昭和44・10・28判時577号92頁、最判昭和48・11・26判時722号94頁。

(18) 東京地判平成27・3・17LEX/DB25524837、東京地判28・2・23LEX/DB25533446。

(19) 最判昭和60・3・26判時1159号150頁など。判例は委任を受けた取締役会が代表取締役に再一任することも認めているとみられる。最判昭和31・10・5ジュリスト121号88頁、名古屋高判昭和29・11・22下民集5巻11号1902頁、東京地判昭和44・6・16金判175号16頁等。

学説からは監査役が一人の場合でも、株主総会で最高限度額を定め、その範囲内で、当該監査役が自分の報酬額を決めるものとしてよいとするものがある⁽²⁰⁾。

このように取締役報酬・監査役報酬ともに、最高限度額や一定の支給基準のような形で、定款又は「株主総会の決議」が「その額」を定めたと評価できることが必要である。会社法361条・387条の趣旨である、「お手盛りの弊害を防止」や「監査役の独立性を保持」ができないことに加え、「役員報酬の額の決定を株主の自主的な判断にゆだねる」ことができないからである。そして、株主総会決議があったものと同視・擬制するのであれば、個々の株主は報酬の内容につき、株主総会での議決権行使と同等の認識が必要と解される⁽²¹⁾。全株主の同意に関する裁判例においては、「額」について株主の同意を要求するものがほとんどである⁽²²⁾。

(2) 代表取締役への一任

本判決では、監査役の報酬決定を代表取締役のIに一任することに全株主の同意があるにすぎず、Xの監査役報酬額を50万円、80万円と決定したIは、他の株主や取締役に対して、その額を明らかにしておらず、「額」につき全株主の同意はない⁽²³⁾。

(実質的)全株主の同意により報酬支払いが有効と認められた裁判例においては、一部の(支配)株主の同意を認定した上でその他の株主が「当該株主」に報酬等の決定を委任していたことが必要と整理されている⁽²⁴⁾。本件では、Iは、自身が代表取締役を務めるE社の持株をあわせても、40%の株主であるにすぎず、支配株主とはいえない。また、その他の株主は、いずれも経営や会社支配に無関心な株主とは認められない。

そのためか、本判決は、「監査役報酬の決定を代表取締役に一任すること」が全株主の同意により許されるとの立論を展開する。

「会社法387条1項…の趣旨は、監査役報酬の決定を株主自身が行うことにより、監査役の独立性を確保することにあるものと解される。そして、監査役の独立性を確保する

(20) 田中・前掲注(6)431頁。また、千葉地判令和3・1・28金判1619号43頁参照。

(21) 米山・前掲注(4)6頁、伊藤・前掲注(4)94頁。

(22) ⑬東京地判平成25・4・25LEX/DB25512398(額について全株主の同意あり)。

⑭東京地判平成28・4・25LEX/DB25535444(決算書を確認していたのみでは同意といえない)。

⑮東京地判平成29・9・13LEX/DB25539369(実質的一人株主が厚生年金保険の保険料額を8等級として申請しているからといって月額報酬15万円の同意とはいえない)。

⑯東京地判平成29・12・26金判1549号36頁(株主3名において、役員報酬の額等を具体的に認識・同意していたとは認められない)。

⑰東京地判令和3・11・26LEX/DB25601487(全株主が額について同意していた)。

⑱東京高判令和4・4・14LEX/DB25594646(取締役報酬額(おおよその金額を示して相談)・退職慰労金(具体的相談なし))について、全株主の同意を認定)。

⑲東京地判令和5・10・13LEX/DB25611967(全株主は報酬額に同意したと推認される)。

(23) 本判決と異なり、原審は、50万円への増額につき、平成24年8月29日の株主総会において監査役報酬が50万円であるとの内容を含む決算報告書が承認されたことから、全株主の同意を認定した。

(24) 仲卓真「判批」商事法務2318号50頁。

255 株主全員の同意による監査役報酬決定の代表取締役への一任を有効と認めた事例

ことにより、適正な監査がされ、取締役による違法行為等を防止することが期待されるのであって、会社法387条1項の規定による規制の究極的な目的は、そのような会社の利益、ひいてはその帰属主体である株主の利益を守ることにありと解される。

そうすると、会社の利益の帰属主体である株主全員が、監査役報酬の決定を代表取締役に一任することに同意している場合には、規制の利益の享受者全員が規制の利益を放棄したと見ることができるから、これを許したとしても、会社法387条の趣旨に反するということとはできない。」

387条1項の直接の趣旨でなく、その究極的な目的を根拠に、全株主の同意による監査役報酬額決定の代表取締役一任を有効とする本判決の立論は、役員報酬に関する従来の判例法理とは一線を画しており、はたしてそのような解釈が可能であるのか、慎重な検討が必要である。

(3) 全株主の同意により手続欠缺の瑕疵が治癒とする判例

取締役会の承認を欠く利益相反取引について、最判昭和49・9・26民集28巻6号1306頁は、利益相反取引規制の趣旨は、取締役がその地位を利用して会社と取引をし、自己又は第三者の利益をはかり、会社ひいて株主に不測の損害を蒙らせることを防止することにあると解されるどころ、株主全員の合意がある以上、別に取締役会の承認を要しないとする。

取締役の報酬は利益相反性を有することから、株主総会決議と同視・擬制する根拠としてこれが参照されることがあるが、この判例の事案では、株主全員が問題となった取引の内容を了知して同意しており⁽²⁵⁾、「規制の利益の享受者全員が規制の利益を放棄」した事案ではない。

(4) 取締役の善管注意義務の問題に移項できるか

本判決は、「一任された代表取締役による監査役報酬額の決定及び報酬額の支払は、それが、代表取締役への委任の趣旨を逸脱し、又は代表取締役に与えられた権限を濫用するものでない限り」との留保を付する。これは、株主全員の同意により監査役報酬の決定を代表取締役に一任しても、当該代表取締役は、善管注意義務・忠実義務を尽くすことが求められ、任務懈怠による責任を負うと解することにより、会社ひいて株主の利益を保護することが可能であるという意味と思われる。

会社法365条1項が、利益相反取引の承認機関を取締役会と定めたのは、会社の利益を害するおそれが典型的に大きいと認められるこれらの取引について、取締役会の監督機能を適切に発揮させること、及び利益相反取引は会社が当事者となる取引であり、業務執行の

(25) 一人会社の取締役会の承認を欠く譲渡制限株式の譲渡を有効とする、最判平成5・3・30民集47巻4号3439頁はその一人株主が譲渡当事者であるし、譲渡人以外の社員の同意により社員総会の決議を欠く有限会社の持分譲渡を有効とする、最判平成9・3・27民集51巻3号1628頁は、譲渡人以外の株主全員が譲渡の相手方等の内容を了知して同意している。

意思決定としての面があることに基づく⁽²⁶⁾。承認するか否かに関し、取締役は善管注意義務・忠実義務を尽くすべきことは当然であるが、この場合、法が取締役の忠実義務・善管注意義務を尽くすべき取締役会を承認機関とし、それを懈怠した取締役らは、任務懈怠責任(会社法423条1項。利益相反取引については、同条3項の任務懈怠推定の規定も加えられている)を負うのである。前掲最判昭和49・9・26は、取締役会において利益相反取引を承認するか否かを決定する議決に加わる取締役の善管注意義務・忠実義務の問題に委ねているものを、株主全員の同意により、取締役会の承認のない利益相反取引が有効となると解するのである⁽²⁷⁾。監査役報酬は、会社法387条が株主総会決議事項としているものであり、これを取締役の善管注意義務・忠実義務の事項に移項させることができるとの立論には、疑問がある⁽²⁸⁾。

(5) 株主総会の権限委譲

会社法295条3項は、「この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない」と定める。法令により株主総会の権限とされている事項については、その決定は株主総会に専属し、定款の定めによってもその決定を他の機関に移譲することはできないことを意味する⁽²⁹⁾。重要事項として株主総会の権限に専属させられたものだからである⁽³⁰⁾との説明もあるが、最も重要な実質的理由として、前田雅弘教授による次の指摘がある⁽³¹⁾。

「株主総会の法定権限を下位の機関に委譲する旨の定款の定めについて、いくら株主が自ら同意をしたとしても、そのような定めがどのような意味を持つかを、株主が適切に評価することは困難である。株主が取締役会等に不合理な権限委譲をしてしまうおそれを否定できないため、株主の利益保護のため法が介入をして、そのような権限委譲はできないことにしたものと考えられる。」

もっとも、総会で必要な大綱を決定し細部を他の機関に一任することは許されないわけ

26) 落合誠一編『会社法コンメンタール8機関[2]』(2009年・商事法務)237頁-238頁〔北村雅史〕。

27) 最判平成5・3・30前掲注25)の譲渡制限株式の譲渡についても、譲渡等承認請求を承認するか否かの判断をする取締役会は、会社の利益の観点から判断しなければならない(森本滋『会社法[第二版]』(1993年・有信堂)157頁。江頭・前掲注(7)240頁参照)から、同様である。また、最判平成9・3・27前掲注25)は、譲渡人以外の社員全員の同意により、社員総会決議という手続きの欠缺の瑕疵が治癒するものである。

28) 本判決は、Iが決定した監査役報酬額につき、常勤監査役の報酬を常勤取締役の報酬に準じた金額とすることが不合理でないとして、Iに義務違反がないとするが、「常勤監査役の報酬を常勤取締役の報酬に準じた金額」に増額することに、株主全員の同意があると認定することはできなかったのであろうか。

29) 酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法4機関・1』(2008年・中央経済社)34頁〔前田重行〕。

30) 江頭・前掲注(7)324頁。

31) 前田雅弘「意思決定権限の分配と定款自治」浅木慎一＝小林量＝中東正文＝今井克典編『検証会社法』(2007年・信山社)83頁-84頁。

253 株主全員の同意による監査役報酬決定の代表取締役への一任を有効と認めた事例

ではない⁽³²⁾。役員報酬について、無条件の一任ではなく、一定の基準に従うべきことを内容とする取締役の退職慰労金支給決議が無効とならないとの判例は、このことからも是認される。しかし、本判決がいう、「監査役報酬を増額させること及びその報酬額の決定を代表取締役に一任すること」は、株主総会の専決事項を他の機関である代表取締役に委任するものであり、必要な大綱も、一定の基準に従うべきことも内容としな⁽³³⁾から、会社法295条3項に違反することになるように思われる。

4 信義則違反

本判決は、D社が株主として、Xに監査役報酬の返還を求めることは、筋違いの意趣返しであり、信義則違反と判示する。上記のとおり、従来の裁判例において、報酬として支給された金員の返還請求が信義則ないし権利濫用ではばまれるための重要なメルクマールは、実質的に全株主ないし支配株主である経営陣が支給を決定した事実と思われ⁽³⁴⁾、そのような事情を認定できない本件では、一般原則の適用においても従来の裁判例とは異なるところがありそうである。もっとも、筋違いの意趣返しを理由に信義則違反とすること自体は、あながち奇異というものではなく、そうであるならばなおさら、株主全員の同意により監査役報酬の決定を代表取締役に一任することができるという解釈論を提示したことに疑問が残る⁽³⁵⁾。

ただ、監査役報酬については、代表取締役が報酬支払いを約しておきながら、株主総会決議がないことを理由に支払いを拒むことができるというのは、制度趣旨（監査役の独立性確保）からすれば、本末転倒の嫌いがあるといわれる⁽³⁶⁾。監査役が1人のみ⁽³⁷⁾の小規模閉鎖会社において、監査役報酬額を株主総会の場で明らかにしたくないとの欲求はありそうに思われる。報酬について株主総会決議を欠く監査役を保護するには、監査役報酬の趣旨に則した理論構成が模索される必要がありそうである。

(32) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(5)』（1986年・有斐閣）23頁〔江頭憲治郎〕。

(33) 本判決は、「株主全員が、Y社の監査役報酬を増額させること及びその報酬額の決定を代表取締役に一任することについて、同意したものと推認することができる」とするが、増額することの同意では、必要な大綱も一定の基準も示されていない。増額の相当額を裁判所が評価することは、会社法上、本来予定していないことである。北村・前掲注(11)126頁。

(34) 田中・前掲注(6)194頁-195頁、大塚和成「定款又は株主総会決議による額等の定めがない場合における取締役の退職慰労金を巡る裁判実務」鳥山恭一＝中村信男＝高田晴仁編『現代商事法の諸問題』（2016年・成文堂）174頁参照。

(35) 株主全員の同意により規制の利益の放棄ができるとすれば、監査役の選任を代表取締役に一任することも可能になりかねない。

(36) 田中・前掲注(6)439頁。

(37) 公益社団法人日本監査役協会「2024年監査役制度の運用実態調査 第25回 定時株主総会後の監査役等の体制に関する年次調査 集計結果」（2024年12月17日）27頁-28頁（月刊監査役770号別冊付録）によれば、調査対象会社中、取締役会を設置し、会計監査人を置かない業務監査権限ある監査役の平均人数は2.05人、会計限定監査役の平均人数は1.69人であり、大会社以外で監査役が1人の会社は22.6%となっている。